行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	水大気環境課	整理番号	2-1
処分の種類	ばい煙発生施設の計画変更命令・計画廃止命令				
根拠法令条例 等·条項	大気汚染防止法第9条				
処分の概要	ばい煙発生施設設置届出等において、そのばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙 濃度が排出基準に適合しないと認める場合に、その計画の変更、計画の廃止を命ずるこ とができる。				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	「参考」 大気汚染防止法領 都道府県知事はいて、その届出に 生施設に係る排出 定により排出基準 の章において「排 ら六十日以内に阻 若しくは使用の方 定による届出に係	第9条 、第六条第一項3 係るばい煙発生施 は基準(第三条第一 が定められた場合 出基準」という。)に は基準」という。)に は基準」という。)に は、その届出をし は、その解止を含	なくされているためない。 な前条第一では では では では では では では では では では	規定による届出が 量又はばい煙濃度 1条第三項又は第1 排出基準を含む。 るときは、その届け はの変更(する計画の変更(第一項の規定によ	がそのばい煙発 四条第一項の規)をいう。以下こ 出を受理した日か 発生施設の構造 前条第一項の規
基準の制定根拠	_				